

生命倫理の法政策論

ルーマン派システム論のアプローチ・序説

毛 利 康 俊

- 目次
- はじめに——生命倫理と法政策研究
- 一 システム論のアプローチ
- (一) 社会的対象の見方
- (二) 分析手順
- 二 生命倫理的問題対象を構成する社会システム
- (一) 医療と親密圏——政策対象領域から
- (二) 政治と法——政策主体側から
- 三 意識システムと社会システム
- (一) 意識システム
- (二) 社会システム——リズムとリアリティー構成
- (三) 意識システムと社会システムの時間性関連
- (四) 社会システムの多層性と多層的な時間性
- 四 医療
- (一) 機能システムとしての医療
- (二) 医学の進歩と医療システムの時間性変容
- 五 親密圏
- (一) 親密圏におけるコミュニケーション
- (二) 身体性の介在と特殊な時間性
- 六 政治と法
- (一) 生命倫理的問題対象と法——政治
- (二) 中心と周縁
- (三) 実体面と手続き面における含意
- (四) 身体性と時間性の法政策学に向けて

はじめに——生命倫理と法政策研究

(一) 生命科学や医療技術が近年めざましく発達しており、それにともなつて、難しい倫理的判断が迫られる問題が次々と生じている(以下では一括して、「生命倫理の問題事象」とよぶ)。この点、人工生殖技術や臓器移植などの問題は見やすいところであるが、人工妊娠中絶や安楽死・尊厳死など、ある意味で古くからあつた問題も、改めて厳しい議論の的になつている。⁽¹⁾ これらの問題は、生命倫理の表題で議論されることが多いが、完全に個人的問題として処理可能であるかが疑問の余地のあるものが多く、同時に、法政策的対応が求められることも多い。⁽²⁾ すでに、個々の問題についてはかなりの議論の蓄積があり、法と生命倫理の関係について概観を与える書物も登場している。⁽³⁾ 次々と登場し変化も激しいこれらの問題について、場当たりのな対応にならないためにも、生命倫理の問題に対する法政策の一般理論を構想していく機が熟しているように思われる。

実際、生命倫理の問題に限らず、法的対応が求められる問題の続発を背景として、法制度設計の学としての法政策学が、さまざまな論者により要請され、具体的構想も提案されて⁽⁴⁾いる。ただ、「法政策学」と一口に言つても、形成途上であつて、既存の「法政策学」を「生命倫理」の問題に応用すれば「生命倫理の法政策学」ができるという状況ではない。むしろ、生命倫理的問題そのものを法政策と関連づけつつ分析するところからはじめなくてはならないであろう。

(二) ここにおいて参考になるのが、近年、日本でも急速に姿を整えつつある「公共政策学」、「政策科学」である。⁽⁵⁾ まず、総

論的次元においては、次のようである。政策科学は、政策の策定と実施が、それ自体として民主主義的政治過程の中にあることを積極的に承認する。そのことを与件にするならば、政策は、単なる合理的理性による一からの設計ではありえない。政策の内容や策定手法などについて、現実の中で何が最善かは、国ごとに異なりうる政治過程の現実との兼ね合いのみ、決定できるのである。ここに実証的政治学との接点が生まれる。また逆に、規範的観点から政策過程を観察していくことも、重要な課題である。ここに、正義論などの政治哲学との接点が生まれる。つまり、政策過程の実証的研究と、制度設計についての規範的研究が、積極的に相互作用することが望まれているのである。ここに、——事実学と価値学の二分法を前提にした表現になるが——学際領域として、政策科学が成立する根拠がある。こうして政策科学は、政治学の実践化とも特徴づけうるが、後の議論との関係で、政治過程に対する自己反省的視線を含んだものとしても、特徴づけておきたい。また、各論的次元では当然に対象領域ごとの政策課題の分析がなされる。こうして、近年の政策学においては、政策過程に対する自己反省的視線と政策対象領域に対する視線が交錯することになる。

(二) 以上のような政策科学のひそみに倣うならば、生命倫理の法政策論は、生命倫理的な政策領域に相当に一般的に見出される特徴を法政策に関連付け、この政策領域の特殊性から要求される政策的考慮事項を同定することを、課題とすることになる。

もちろん私には能力上の問題から、このような課題をやり遂げるだけの準備はない。本稿が試みたいのは、このような課題に取り組むための地均しをいくらかでも進めるために、ルーマン派の社会システム論のアプローチから一定の示唆を引き出す

ことである。⁽⁶⁾ その理由の第一は、政策過程に対する自己反省的視線と政策対象領域に対する視線を本稿の設定するような一般的な次元で交錯させるようなアプローチは、専門分化の進んだ今日の学問世界ではまれであり、ルーマン派システム論が、そのまれな一つだからである。第二に、後に述べるように、生命倫理の政策論は、法政治関係の理論を含まざるを得ないが、別のところで明らかにしたように、⁽⁷⁾ ルーマン派システム論は法政治関係論において有望な視点を切り開いている。

(四) そこで以下では、まず、特定の問題をシステム論的に処理する一般的な手順を確認した後、その手順に従い、生命倫理的問題事象を構成する諸システムについて分析し、それらの分析を総合する形で、生命倫理的問題事象にたいする法政策の課題の特徴を明らかにする。結論として、身体性と、諸システム固有の時間性とを、ともに考慮に入れた法政策論が要請される。

一 システム論のアプローチ

(一) 社会的事象の見方

この世では、さまざまな個別具体的出来事が次々と継起する。これらの出来事はきわめて個性的であり、どのような一般性にも回収し得ない特性を持つだろう。システム論はこのような個性的な出来事に対して、独特な視線を向け、その結果、独特な理論プログラムを持つ。

システム論に独特な視線は、具体的には後述にゆだねざるを得ないが、今、比喩的に——比喩に頼って「思考」すること

はシステム論においてもきわめて危険なので、後述において適宜修正する——言えはこうなるだろう。

今、水面にいくつもの波紋が起きている。そして、水面のいたるところで、複数の波紋が重なり合い、複雑な干渉模様を描いている。この複雑な干渉模様は一つ一つ個性的であり、しかも、刻々と姿を変えている。

ここで、一つ一つの個性的な干渉模様が一つ一つの個性的な出来事の比喩でありに、一つ一つの波紋が一つ一つのシステムの比喩である。すると、システム同士の関係は、システム同士の重なり合い方として把握されることになる。この、システム同士が重なり合うことが、システム論にいう「構造的カップリング」に他ならない。⁽⁸⁾ところで誤解を避けるため、ここで急いで比喩の修正を述べておく必要がある。物理学では、二つの波紋が重なり合うとき、干渉模様を作り出した後も、おのおのの波はその波形を変えない。いわば、おのおのの波にとつて、他の波と干渉しあったことは、別れた後は他人の顔であつて、その波に歴史的痕跡を残さない。しかし、構造的カップリングの場合には、そのあり方が、関係するシステムに決定的な歴史的痕跡を残す。これがシステム論にいう「構造的ドリフト」⁽⁹⁾である。とくに社会システムや意識システムの場合には、干渉しあうときに、後に触れるように、再参入という(物理的波にはない)反省的作動が伴うので、こうしたシステムの歴史性が顕著になる。⁽¹⁰⁾

以上のことから、システム論による出来事の、大まかな分析手順は明らかだろう。すなわち、分析したい干渉模様に対し、その元になっているあれこれの波紋を特定し、おのおのの波紋を分析し、当の干渉模様を、それらの波紋の合成されたものと理解するのである。だから、社会的出来事については、関与する意識システム、社会システムを同定し、おのおののシステムに分析を加え、最後に、それらの合成として、社会的現象を分析することになる。より詳しくは以下のとおりである。

(二) 分析手順

別のところで明らかにしたように、⁽¹¹⁾ルーマン派システム論の問題分析手続きの流れと狙いは、ほぼ次のようである。

- 1 問題事象を構成するシステムを同定する。できれば関連する機能システムを取り上げる。機能システムを取り上げることは、特定の事象を分析するに際して、もつとも大局的なコンテキスト（システム）を踏まえるのを可能にすることである。⁽¹²⁾
- 2 システムの観察の出発点は、再帰的作動を見出すことである。そうすることで、理論の側が対象にあらかじめ特定の内容を読み込んでしまうのを極力避ける。
- 3 分析対象システムが社会システムの場合、作動としては、コミュニケーションを選択する。そうすることで、〈社会的なもの〉にはらまれる緊張から目をそらせずに観察を続けることができる。社会的な過程を、「行為の連鎖」として描くならば、自他の振る舞いをそういう行為として通用させた当事者の視点の特権化することになるだろう。
- 4 特定の問題事象を、複数のシステムの作動の複合的效果として観察する。その効果は、我々が経験している事象を、それ自体に緊張をはらみうる複数のコンテキスト（システム）の、必ずしも整合的とは限らない錯綜それ自体として、再発見することである。そうすることで、特定の事象が、通常の経験では見落とされているかもしれないような、できる限り多くの大域的・局所的関連の中において、考察できるようにする。
- 5 複数システムの重なりを構造的カップリングとして、観察する。焦点になるのは、①システムの時間性、リズム、②構造、

③システム同士のシンクロの仕組み、④以上のものの再生産のあり方である。

ところで、以下の本稿の論述がシステム論研究の現状の中で持つ意味について誤解を与えないために、このような分析には
際限がないことにも注意を向けておくほうが良いだろう。

まず、個々の出来事は多数のシステムの作動の合成効果であるから、分析対象とするシステムの数を増やせば増やすほど、
際限なく分析を具体的にしていくことができる。

さらに、波紋が生じることとしてのシステムの作動は、こう言うことで表象されるほどに単純な事柄ではない。社会システムの場合、システムが作動しているとは、一つのコミュニケーションがつきつきと波紋を引き起こしていく過程の云いに他ならない。ところで、コミュニケーションとは、世界に対するパースペクティヴを必然的に異にしている意識システムの間的事柄であるから、むしろ多くの条件に支えられ媒介されて始めて成立しうるものなのであり、そこには多くのパラドクスがはらまれ、場合によってはそれが隠蔽されつつ、ようやく進行している事態なのである。そして、こうしたパラドクスは、一挙に普遍的な解決が与えられうるとは一概に想定しがたい。だから、あるパラドクスの処理形式は、派生的に別のパラドクスを生んでしまうかもしれない。派生的パラドクスの処理は、それはそれとして別のパラドクスを生んでしまうかもしれない。⁽¹³⁾また、その処理形式は、歴史的にそのつどやりくりされてきており、現在もやりくりされ、そのやりくりは現在も変動圧力にさらされていくかもしれない。⁽¹⁴⁾だから、社会システムをコミュニケーション過程として分析することは、少なくとも潜在的には際限のない課題である。つまり一方では、パラドクス処理の派生連関の観察という形で、システムの記述の深度を深めていくこと

が要求される。他方では、現在のシステムの状況を歴史的記述の厚みの中におくことが要求される。

したがって、システム論的分析は、際限なく具体的にしていけることができる。すなわち、関与しているシステムとして特定されるシステムの種類と数を増やしていくこと、おのおののシステムの記述の深度を深め歴史的観察の厚みを増すこと、によって、際限なく具体的にしていけることができる。

さらに、この具体化の過程は、積極的な意味で際限がない。前述のリアルティ―観からすでに明らかであるが、システム論的分析の結果としてわれわれがたどり着くのは、理論的探求の終着点に達したことのシグナルとなる何らかの同一性——古典的な物理像における原子などのような——ではなく、作動している微細な差異であり、これはわれわれの更なる探求を促すことになる。⁽¹⁵⁾

こうして生命倫理的問題事象のシステム論的分析は、多方面に果てしなく続けていくことができる長い旅になるだろう。だが、本稿で試みるのは、むしろ、その長い旅から見れば、ほんの散歩程度のものでしかない。その大きな理由はもちろん私の能力の問題であるが、システム論の現状の問題もある。

本稿では、後述の検討を通して、意識システム、(意識システムにとっての)身体、社会システムをとりあげ、社会システムとしては、親密圏ないし家族、医療システム、法、政治を取り上げることになる。そして、生命倫理的問題事象をそれらのシステムの重なり合いとして分析することになる。

このような分析が、システム理論のポテンシャルから見てほんの散歩程度のものであるに過ぎないのは、まず、取り上げるシステムの種類と数が上述のものに限られている点にある。⁽¹⁶⁾ もう一つは、おのおののシステムの記述の深度と歴史的記述の厚

みによる。ルーマン自身が生前において成し遂げたことの大部分は、前述のような理論プログラムを作り上げることであり、個々のシステムに関しては、論述に精粗のばらつきがあり、重ね合わせの作業はほとんど行われていない。本稿の対象になるシステムのうち、法や政治に関しては、分析の深度も歴史的記述もかなり手厚いが、親密圏についてはそれほどなく、その他のシステムについては、ほんの端緒的な記述が見出されるに過ぎないといつてよい。

したがって、システム論の現状においては、次の一步として可能なのは、関与のシステムについての精粗さまじまなルーマンの記述を重ね合わせてみることであろう。本稿の試みを、ほんの散歩程度と称す所以である。

だが、そのような散歩程度のことではあっても、われわれは、ルーマンの記述の祖述から始めなくてはならないだろう。ただ、ルーマン自身もルーマンに続く論者たちも、個々のシステムの分析に照準して論述することが多く、システムの重ね合わせについては端緒的に触れているに過ぎない。それゆえ、祖述に際しては、システム間関係が問題となる本稿では、特に、おのおののシステムの時間的存立様式に重点が当てることが必要になるであろう。

では、生命倫理的問題事象を構成する諸システムを同定するところから始めることにしよう。

二 生命倫理的問題事象を構成する社会システム

(一) 医療と親密圏 —— 政策対象領域から

生命倫理的問題事象を構成するシステムとは、何であろうか。生命倫理の来歴を簡単に辿るところから手がかりを得ること

(17)
にしよう。

周知のように、現時点においては術語としての「生命倫理」は、一般に、まずアメリカ合衆国で定着した bioethics の訳語と理解されている。以下、本稿でもこれを、「生命倫理」として念頭に置くことにする。こうした意味での、生命倫理は、医療者の倫理として出発した。⁽¹⁸⁾ もっともそこで問題として意識されたのは、「ヒポクラテスの誓い」⁽¹⁹⁾ に代表されるような、伝統的な医療倫理ではない。それゆえにこそ、生命倫理というある意味では生硬な表現が必要とされたのである。

医療者の倫理は、伝統的には、専門職の倫理として構成されていた面が強い。つまり、医療者は患者に対して、まさに生命に関する影響を及ぼしうるにもかかわらず、医療行為に関しては、患者からは隔絶された知識と技量を持つ。したがって、この知識と技量が不適切に用いられる危険に対して、患者の方からチェックすることは難しい。そこで、医療者には専門職としての矜持のもとに、倫理的自己統制を図ることが期待されたのである。したがって、ここでは典型的には、治療の場面において、医師が、場合によっては人間的には無理からぬそれに対抗的な傾向性に抗しつつ、どれだけ自己の職務に忠実たりうるかが問われたのである。

しかし、生命科学の発展は、こうした伝統的な医療者の倫理だけでは扱うことのできない問題を生み出してきた。そのような問題を広く認知させるきっかけの一つになったのが、人体実験である。人体実験は生命科学の進展によって、純粹に科学の発展という観点からだけみれば、従来よりもきわめて有益な手段になった。人体実験は、直感的には反倫理的であるかもしれないが、それを行う側からも倫理的に正当化する余地がある。たとえば、人体実験による生命科学の進歩は、より多くの人命を救うかもしれない。ここに倫理的に詰めて議論する必要のある問題があるのは明らかであるが、同時に、この問題は伝統的

な医療者の倫理の射程を超えることにも注意が必要である。つまり、ここでは一般人も自ら倫理的判断を問われる問題なのであって、医療者に医療に従事する専門職としての特種性から、一般人の倫理と比して、より高い、ないしより特殊な義務を、どのようにどこまで課すかという問題を越えてしまうのである。

医療者にかかわりがあるが伝統的な医療者の倫理を超えてしまう問題がいったん発見されると、同様の問題が次々に見いだされ、それらの問題を扱う分野として、生命倫理学が発展してきた。一九八〇年代に入るとアメリカ合衆国では、人工妊娠中絶の法的処遇が国論を二分する論争になり、政治的争点にすらなつた。

日本では、一九九〇年代に臓器移植・脳死問題をめぐって、生命倫理が、専門倫理学者の範囲を越えた関心を集めた。

以上のわずかの概観だけからも明らかのように、生命倫理的問題事象を、医療は構成する。人体実験は医療者が主体である。中絶の決定は、当事者によってなされるが、多くの場合には、術式は医療者によってなされる。脳死判定、臓器移植は医療者の仕事である。

しかし、これらの生命倫理的問題事象を率直に見ると、家族や親密圏（以下では主として「親密圏」の語の方を用いる）のあり方が同時に問題になっていることが多いのに気づく。⁽²⁰⁾人工生殖や人工妊娠中絶の問題は当事者にとっては、一面では、家族問題、親密圏問題そのものであり、むしろ医療者は単に術式執行者やアドバイザー的な地位にとどまる。臓器移植、脳死判定においては、近親者の意思が重視されるべきかが問題になる。⁽²¹⁾あるいは、安楽死事例において、本人の意思の推定のために有力な証言を与えるものとして近親者が登場することもある。⁽²²⁾また、一般的に末期医療の場合にしばしば起こるように、医療というものの事柄からして、患者本人が意思を表示しない場合もかなりあり――まさに生命倫理が問題になりやすい場面――

―、そのような場合は、意思表示の代行の適否や条件が問題となるが、代行者としては家族が想定されることが多い。このように、生命倫理が問題になるような事例においては、家族をどのように位置づけるかを考慮に入れなければ、實際上、法制度が適切に設計できないことが多い。言い換えれば、法政策との関係では、家族ないし親密圏も、生命倫理的問題事象を構成するのである。

このようにしてみると、生命倫理的問題事象については、医療ばかりでなく家族・親密圏が構成に寄与していることが多く、個々の問題ごとに、おのおのの寄与の仕方、深さが異なるということである。そして思うにこのことは決して偶然ではない。家族ないし親密圏は、互いの生命が最も直裁に触れ合う（ぶつかりあう）場所として、あるいは生命が再生産される場所として、あるいは生命が育まれる場所として、特殊な地位が承認されてきた。また、医療は、近年の科学的な知見と技術の爆発的な発展に伴って、人々の人生遂行に対して、もはや「病」という限定された局面を越え、「生命」としか言いようのない深みにおいてかかわり始めているのである。だから、生命倫理的問題事象に対して政策的対応を考える場合、親密圏と医療が考察範囲に入ってくるのは、ある意味で理の当然であるといえよう。

もちろん、アメリカの生命倫理の展開の中では、個々人の自己決定権の射程の如何が決定的に重要な論点であったことは無視できない。本稿も、やはりこの論点の決定的重要性を否定しない。ただ、個人の自己決定をどのように位置づけるにせよ、医療や親密圏との関係を考慮に入ることなくしては、適切な制度を構想できないということを、明確に押さえておきたいと思う。

(二) 政治と法——政策主体側から

ルーマン派システム論においては、政治システムと法システムは別個のシステムとして観念され、法政策の領域は、まさに両システムの構造的カップリングによって成立するものと観念される。したがって、生命倫理の法政策に関しても、法システムと政治システムを取り上げるべきことになる。ただ注意すべきことに、システム論の見方においては、これは単なる当然事の確認にとどまるものではなく、それらシステムを積極的な意味で分析対象にすべきであることを意味する。それは、システム論においては、政治も法も、問題事象の構成に部分的にはあれ内部的に寄与しているからである。

われわれは、生命倫理的問題事象を構成するシステムとして、当面のところ医療と親密圏とをすでに取りだした。しかし、システム論の見方に従うならば、課題が適切に扱われるのは、問題事象を政治や法が外的に操作することによってではない。医療の世界も個々の親密圏も、とどころで法や政治と構造的カップリングすること——つまり、何者かの行為が医療や親密圏の世界に属すと同時に法や政治の世界にも属すること——は明らかである。そして、すでに述べたように、構造的カップリングは、関係システムに歴史的痕跡を残すのであった。とすれば、生命倫理的問題事象が、医療、親密圏と法や政治が構造的カップリングしているまさにその瞬間に起きているのではない場合でも、それらの構造的カップリングのあり方が、当の問題事象の生起の仕方を規定してしまう。だから、法や政治は、種々の生命倫理的問題事象を、直接性の程度はさまざまでも内部的に構成してしまう。したがって課題は、政治なり法なりが部分的にもせよ内部的にどのような問題事象を構成しているかの反省と、その反省を通じて自己変容として、果たされるのである。⁽²⁴⁾

ところで、政策的目的で定立された法の性質については議論があり、その結果、法システムと政治システムを一体的なもの

と観念するか、別個独立のものとして観念するか、議論の余地がある。政策志向の強い論者の中には、政策的立法に関しては、法を政策の単なる外皮のごとく扱う論者もいる。⁽²⁵⁾このように見れば、法システムと政治システムを別個のシステムとして独立に取り上げる意義に乏しい。だが、法理論においてはいかに政策過程を通じて定立された法であれ、政策過程からは一定の自律性を備えた法秩序の元にあると見る方が一般的であろう。⁽²⁶⁾そもそも、システム論的な見方を前提にするならば、法も政治も、構造的カップリングするのであり、互いに部分的に内的に構成しあうのであってみれば、一方が他方の外皮になるという関係には立ち得ない。

より具体的に考えて、すくなくとも生命倫理にかかわる立法は、政策の単なる外皮ではありえない。というのは、生命倫理の問題がかかわる社会領域、つまり、親密圏や医療は、そもそも、短期的な政策の消長には左右されない、家族法や医事法といった法領域の規律対象であり、生命倫理にかかわる政策立法は、このような法領域に存する諸法との体系的連関に組み込まれざるを得ないのである。結局のところ、少なくとも生命倫理的問題にかかわる限り、法は政策の単なる外皮と見るわけにはいかない。

以上のことから、本稿は、医療、親密圏、法、政治を分析対象の社会システムとする。

三 意識システムと社会システム

(一) 意識システム

ルーマンが依拠するオートポイエシス・システム論においては、何らかの作動の再帰的接続があるとき、そこにシステムがあると観念される。つまり、何らかの状態を作り出す作動・操作があつて、その作動の結果として生み出された状態に同種の作動が働きかけて新たな状態が生み出される、という過程が継続するとき、そこにシステムがあると観念されるのである。であるから、システムの内容をなす状態は、そのときの事情に応じて、刻々と変化するのであり、こうしたシステムは、きわめてダイナミックなのである。システムという言葉から、決まったパターンを機械的に繰り返すものというイメージが呼び起こされるならば、それは誤りである。⁽²⁷⁾

ルーマンにおいては、意識システムは、思考内容——思考作用——思考内容の変容、の継起からなる（ルーマンにおいては、「思考内容」は、知覚内容、観念、から理論的思考内容まで幅広くこれに含む）。この世に生じたある思考作用が、どの思考内容に対するものであるかという、意識システムに対する帰属が確定されなるときには、意識システムの同一性が——多重人格の場合のように——疑われよう。⁽²⁸⁾そして、ある思考内容がそれ以前の思考内容と区別されるとき、意識システムは、一つの時を刻むことになるだろう。

(二) 社会システム——リズムとリアリティー構成

これに対して、社会システムは、コミュニケーションの継起と定義される。コミュニケーションとは、ルーマンによれば、伝達・情報・理解の三契機からなる過程である。ルーマンのコミュニケーションの定義は、ずいぶん一方的な天下りの定義のように見える。しかし、この定義は、コミュニケーションの帰結が、別のコミュニケーションによって引き取られていくための最低限の条件を挙げているものとして理解すれば、それほど奇異なものではなく、むしろ自然なものである。⁽²⁹⁾

コミュニケーションの当事者の中で、なにもものかの挙動やそこに生じた音声が、特定の「情報」を提示する、当事者の中の特定の誰かの「伝達行為」として（「情報」と「伝達行為」が分節されている結果、他の者は、あるものがしかじかの情報の伝達行為をしたということ承認しつつ、その情報の真実性に異を唱えることなどが可能になる）、一応でも事実的に分節された（「理解」が成立した）とき、はじめて、コミュニケーションの参加者は、次のコミュニケーションに入ることができる。もちろん、ここに参与するのは、世界に対するパースペクティヴを異にする複数の意識システムであるから、このような分節は、一応の事実的なものでしかない。しかし一応でも事実的でも三契機が成立していれば、次のコミュニケーションが可能になる（三契機の事実上の一応の成立に異を唱えたい当事者がいても、その者が異を唱えたならば、それはむしろ次のコミュニケーションとして接続が生じてしまう）。

逆に、コミュニケーションの三契機が成立していないとき、さらにコミュニケーションを続ける意思のある者は、聞き返す、などのことをしなくてはならないだろう。このとき、システムは、滞っており、要するに一つの作動を終えていないのである。「誤解」はここで言う「理解」である。「誤解」には、それを正すという、別のコミュニケーションが接続しうる。相手の発言

の趣旨をより詳細に尋ねるといふことも、一応の「理解」を前提にした、次のコミュニケーションの試みである。

注意しておかなければならないのは、ここにいう「情報」や「理解」は、心理システムの中の主観的出来事とは別のものをさしていることである。このことは特に、「理解」に関して重要である。それは、ある人が他の人に対し特定の情報を伝達した場合に、そのコミュニケーションの流れのなかで、コミュニケーション参加者の間で「理解」とみなされる出来事が生じたということである。相手の発言を受けて返答がなされた場合、そこにはそれ以前の相手の発言が「理解」（「誤解」を含む）されたことを暗黙に示している。うなずく、あいづちをうつ、首を傾げるなども、「理解」を示すよい方法である。このようにして「理解」が示されたならば、システムは一つの時を刻む。ある人が、他の人の「理解」がないのに気づいて、同じことを繰り返したとしよう。このとき、会話システムは滞っている、つまり、作動していない。しかし、他の人の「理解」があると気づいてなお同じことを繰り返し言ったならば、この人は、同じことを「念を押す」という新たな伝達行為をなしたのであり、システムは一つの時を刻んだことになる。

さて、社会システムが一つのときを刻むとき、そのたびに一つないし複数のなんらかの社会的リアリティーが構成されることに、注意しよう。A氏とB氏が会話しているとき——会話という社会システムが作動しているとき——、A氏が「あれはポチじゃないか」と言い、B氏が「そうかなあ」といったとすれば——このとき先述の「理解」が成立していることに注意——、そのとき、世界の一定の見方についてのA氏による提案行為が行われたというリアリティー、B氏による不同意が示されたというリアリティー、そこにポチかもしれない何かがいるというリアリティー、が構成されている。つぎに二人が其処まで行ってポチだと確認しあったとしよう。そのときには、二人の共同の確認行為があったというリアリティーと、それがポチ

であるというリアリティーが構成される。

意識システムが一つ時を刻むたびに思考内容を次々と構成しているのと同様に、社会システムも、一つ時を刻むたびに社会的リアリティーを次々に構成しているのである。

(三) 意識システムと社会システムの時間性関連

意識システムと社会システムは、相互に自律的である。このことは、相互の時間性の差異としても観念できる。ルーマンは言う。

「意識は、それが参与しているコミュニケーションよりも、いつも、ペースが速く多面的である。意識は、思考の中で、進行中のコミュニケーションの周りを動き回り、他の、すでに言われたこと、言われるはずのないこと、いかなる場合にも言われてはならないことを、先取りしもし振り返りもする。意識というものは、談話に、ある面で語ると同時にある面で沈黙しつつ、参加しているのである。意識は、それが言うことを計画できるし、それが言わないことを秘密にしておくことができる。意識は語りによって、観察されうるし、訂正されうる。意識は、語られたことは思念されたことに必ずしもすべての中しているわけではないということに、注意できる。意識は、何かしら言われたことが他の言われたことを両立不能なものとして排除している（この「他のこと」はまったく同じくらい正当に言われることができたはずであるのに）ことを、同時に、体験できる。意識は、コミュニケーションの中で己がどのように確定されているかを、そう、嫌悪感を持つてすら、心に刻んでいくこ

とができる。意識は、大げさにものを言うことができる。意識は思念されていることを完全には誠実に言わないでおくこともできる。意識は嘘をつくこともできる。そして意識は、意識の過剰という同一の揺らめきが他の意識の下にもあると、推測できるし、いや、ほとんど必然的に推測せざるをえない。」(ルーマン)⁽³⁰⁾

こうして、意識と社会システムは、それぞれ固有のリズムを持つ互いに自律したシステムとして、ある。しかし、当然のことながら意識システムの関与なくして、たとえば会話という社会システムは進行しないし、それどころか存在しない。意識システムはその作動を通じて継続的に思考内容を構成し、社会システムはその作動を通じて継続的に社会的リアティーを形成するが、これはともに「意味」という媒質の上で生起するのであって、両者の間にはリアルな接触関係が存在しうるのである⁽³¹⁾。ただし、両者は固有の時間性を持っているので、リアルな接触が可能になるためには、つまり、相互の関与が可能になるには、互いがシンクロすることが必要である。

意識システム(人)が、会話に参加するには、自らを会話システムのリズムにシンクロさせなくてはならない。逆に、ゆくり考えたがっている人に会話に加わってほしいならば、会話システム(の参加者たち)は、その人の思考のリズムにシンクロしてペースを下げなくてはならない。逆に退屈して上の空になっている人を会話に巻き込むためには、会話はペースをあげなくてはならない。

シンクロが起きているとき、つまりある人が自分の思考を会話の場に言葉として表現したとき、その思考と言葉は同様の意味的成り立ちを持つので、その限りで、意識システムと会話システムの間には、両方のシステムにとってリアルな関係がある。

だが、そのリアルな関係が何か」として“意味を持つとき、既に意識システムと社会システムは、離れてしまっている。先の例で言えば、Aの発話が、「発問」として意味を持つとき、それは、Aの手を離れ、AとBとの間の事柄になったからこそ、「発問」としての意味を持ったのである。また、そのときAの心は、会話から見て独立の動きをはじめ、自分の発話が、会話の中でどういう意味を持ったかを「解釈」しはじめて⁽³²⁾いる。

だから、意識システムと会話システムは、一瞬干渉しあうが、すぐに別の時間性を刻むようになる。しかし、その一瞬にどのような干渉が生じたかは、おのおののシステムのその後の歴史に痕跡を残さざるを得ない。すでに述べたように、これが、意識システムと社会システムの構造的カップリングの一例である。そしてまた、社会システムの時間性のあり方が、そしてその変容が、意識システム——通常われわれが生身の人間というもので観念しているもの——の運命に内的にかかわることの原初的例を、ここに見ることができるといえる。

以上、会話を例にとつて、意識システムと社会システムは同時並行的に進行しつつ、時に干渉しあっていること、そこにはシンクロという問題、つまり相互のシステムの時間性の調整という問題があることを確認してきた。

複数の社会システムを取り上げる本稿との関係では次のことにも注目せざるを得ない。社会システム同士の間でも、それらは同時並行的に進行しつつ、時に干渉しあっていること、そこにはシンクロという問題、つまり相互のシステムの時間性の調整という問題がある。だから、意識システムに視点を置けば、それは、相異なる時間性をもつシステムが折り重なりそのつど多様で複雑な干渉模様を描く、そのただなかで、あれこれのシステムの時間性とシンクロしつつ、なんとか、その生をつむいでいるということになる。だから、社会システム同士の重なり合い方が、われわれの生の運命に内的な関係を持つ。とはいえ、

社会システムにも多様な種別がある。こうした複数システムの重なりにやや立ち入った分析を加える本稿では、社会システムの種別も一瞥しておく必要があるだろう。

(四) 社会システムの多層性と多層的な時間性

社会システムは、社会的リアリティーの構成過程でもあつた。この点に注目すれば、ルーマンによる社会システムの三分類と機能システムの定義づけの意味がはつきりする。ルーマンは、社会システムを、相互行為、組織、全体社会の三つに大別している。⁽³³⁾ 相互行為は、その場に居合わせている人の間でのコミュニケーションからなる。組織は、組織の成員資格で画された人々間のコミュニケーションからなる。全体社会は、あらゆるコミュニケーションからなる。この種別は、別の面から言えば、コミュニケーションの中で構成されたリアリティーの射程の種別である。相互行為のなかで構成されたリアリティー（先述の例では、「それ」が「ボチ」であること）は、その範囲を超えてレリヴァンスを持つ保証はない。組織の場合も同様である（たとえば、ある企業組織で選任された取締役が対外的にも取締役として通用するためには、特定の条件を満たさなくてはならない）。

では、全体社会の機能システムの場合はどうか。たとえば、法システムの場合には、その作動の結果として、つまり法的コミュニケーションの結果として、特定の主体の間で、あるいは特定の主体に関して、特定の権利義務関係その他の法状態という、社会的リアリティーが成立する。法システムが構成する社会的リアリティーは、このような意味で法的なりリアリティーでしかない。その意味で、全体社会から見て、部分的なものであるに過ぎない。しかし、そのリアリティーは、相互行為の範囲

も組織の範囲も越えた、したがって全体社会的レリヴァンスを持つ。たとえば、AとBとの間で所有権を移転する法律行為がなされた場合、その移転という事実が、その当事者間を越えたレリヴァンスを持たなかったとすれば、それはそもそも有効な法律行為（物権行為）ではなかったのである。だから、法システムは、「全体社会の」部分システムと呼ばれるのである。そしてさらに言えば、全体社会的にレリヴァンスを持つ社会的リアリティーを構成するからこそ、それは、全体社会にとって機能を果たすのである。

さて、ルーマンによれば、本稿で取り上げる社会システムのうち、医療、法、政治は、全体社会の機能システムである。これに対し、親密圏ないし家族は、あまり位置づけがはっきりしないが、相互行為と組織の中間的なものとして観念されているようである。

四 医療

(一) 機能システムとしての医療

人々のなすコミュニケーションにおいてさまざまな次元のリアリティーが並行的に構成される。全体社会的レリヴァンスをもつリアリティーが、特定のコミュニケーションの流れの中で再帰的に構成され続けるならば、そこに全体社会の機能的部分システムを見出すことができる。

医療にかかわるコミュニケーションで何か全体社会的レリヴァンスをもつリアリティーが構成されるだろうか。また、その

リアリティー構成は全体社会的意義を持つ機能を果たすだろうか。つまり、医療にかかわるコミュニケーションの中に、全体社会的機能的部分システムの作動が観察できるだろうか。

ルーマンは、構成されるといい、それを、ある人が病氣——病名は何であれ——であるという「事実」であるとす。ある人が病氣であると診断され、それが当事者によつて受け入れられたとき、その人が病氣であるという社会的リアリティーが構成される。このリアリティーは、もちろん相互作用、組織の次元でのレリヴァンスをもつが、しかし同時に全体社会的レリヴァンスをもつ。⁽³⁴⁾

相互作用と組織の次元でのレリヴァンスは見やすい。当該の医師と患者の間の相互作用においては、その患者が病氣であるという「事実」は、治療方針を定めるための更なるコミュニケーションの継続を正当化し、その病氣がしかじかのものであるという「事実」は、治療方針の決定を直接に規定していく。そして、そして組織の次元でも、ある人が病氣であるという「事実」は、大きな意味を持つ。ある人が病氣であるということになれば、その人をめぐつて、看護士などのパラメディカルたちや病院の事務スタッフたちが、その活動の前提を与えられるし、実際たいていの場合には彼らはしかるべき活動を始めるだろうし、活動をはじめないならば、むしろ理由を説明することが求められるだろう。

だが、そればかりではない。ある人が病氣であるという、診察室の中で構成された「事実」は、診察室と病院組織の範囲を超えて、別種のコミュニケーションの前提になる。ある人が病氣であるという「事実」は、学校や職場において、その人がそこでの活動の量と質を軽減させたり、休んだり、場合によつては辞めたりする理由を与える。また家庭においては、少なくとも一時的に、相互の行動パターンを再調整する理由を与える。例えば、共働きの家庭で学齢期の子供が「病氣」になれば、誰

がその子を見るのが、問題になりうる。誰かが長期療養を必要とするようになれば、多方面への波及が生じうる。例えば稼
ぎ手が長期の療養を必要とするために退職した場合は、経済生活の再編、看護の手当ての必要が生じ、場合によっては、行政
の福祉システムとの継続的な接触が始まるだろう。ようするに、ある人が病気であるという、診察室の中で構成された「事実」
は、全公衆の関心の対象にならないのが大抵の場合であるとしても、診察室と病院組織の範囲を超えて、次々と別種のコミュ
ニケーションの前提になるのであり、この意味で全体社会的レリヴァンスをもつのである。⁽³⁵⁾

(二) 医学の進歩と医療システムの時間性変容

すでに確認したように、生命科学の発達にともない医療者の専門職倫理以上の倫理的問題が、医療者と患者の間、あるいは
社会全体の文脈の中での医療行為という点で問われるようになってきた。こうした事態をルーマンも正面から見据えつつ、独
特な観点から分析を加えている。彼によれば、医療が以前は自己に対して、専門職倫理以上の反省的視線を向けずに済んだの
には、理由がある。

ルーマンによれば、医療のコミュニケーションは、人の身体の状態を病気／健康に振り分けることをテーマにしている。こ
の種の振り分けがテーマになること自体は珍しくない。たとえば法システムでは、ある人の行為や主張を法／不法に振り分け
る。そして、ある物事がどちらに振り分けられるかは、その物事のその後の運命に大きな影響を持つ。これも珍しくない。あ
る人の身体状態が、病気とされれば、後にさまざまな治療がなされることになる。健康とされれば、もう医療システムから離
れることができる。ある契約が法にかなっていれば、当事者はその後その契約に従った請求ができる。不法であれば、法シス

テムには影響を与えず、法システム内でその行為ゆえに可能になることというものは、ない。このように、システム内でのその後の接続の機会に恵まれる方、つまり、「病氣」や「法」を、そのシステムの「積極的な値」、そうでない方を「消極的な値」という。⁽³⁶⁾

さて、医療システムにおいて特殊なのは、この積極的な値にかかわる当事者の態度である。通常のシステムでは、当事者は、自らが積極的な値を帯びようと争うことになる。法システムでは、当事者は自らこそが「法」の側にいると主張しあい、法システム内でのより多くの可能性を手にしようとする。政治システムでは、どの政党も、与党／野党でいえば「与党」になりたがるはずである。だから、それらのシステムは、その後のシステム内での可能性をだれに与えるかについて、まさにその点が争われているのだから、反省を加える必要が出てくる。しかし、医療システムでは、医者も患者も、医療システムにおけるその後の可能性を開く「病氣」ではなく、医療システムから離れるきっかけになる「健康」を目指している。その点で対立はないので、医療者に誠実を求める以上のことは必要とされなかったのである。⁽³⁷⁾

また、医療システムは、かつては自らの時間性に反省的な視線を向ける必要がなかった。それは、「病氣」において患者は自らの身体と、そして身体とおして世界と特殊な時間性においてかかわるからである。

ルーマンによれば、意識は自己の身体の観察を通じてのみ、自らが世界のナニモノカと同時に存在しているということを知りうる。たとえば、会話のとき、きわめて間接的にはあれ、自己の身体と他者の身体が同時に存在しているということをモニターできているからこそ、相手とこの現在に会話しているのだという実感が持てる。しかし通常は、自己の身体の観察は相対以上の間接的なものにとどまらなくてはならない。会話の一方が自分の身体に意識を集中し始めたなら、会話は途切れてしまう。⁽³⁸⁾

しかし、古典的な病気のとき、まさにそういうことが起きる。苦痛にうめくとき、意識は自己の身体に集中してしまう。その人には、現在しかなくなってしまう。未来と過去という時間軸は意味を持たなくなる。するとその人は、同時並行的に進行する多元的な時間性と同調をとることができなくなる。こうして、その人の周りでは、多くの時間性に乱れが生じる。しかし、その時間性の乱れは、その時間性を帯びた社会システムの負担において処理されざるを得ない。その乱れは、その人が自己の身体にのみ過度に意識を集中せずに済むようになるまで続かざるをえないからである。だから、世の中では多様なスケジュールが進行しているが、病院のスケジュールが優先するのが通例である。このことは、医療は、自らのスケジュールを他の社会システムの時間性に合わせて調整することが必要ないということの意味している。⁽³⁹⁾

しかし、生命科学の発展により、このような条件は現在ではかなり崩れている。一つには、慢性疾患の比重が高まったことが挙げられる。この場合には、人は病気と付き合っていかなければならないのであって、患者を蝶番として医療とその他の社会システム、たとえば会社や家族などとの調整問題が生じる。⁽⁴⁰⁾

また、生命科学の発展は、医療に対しても、人間の身体の状態を、より微細に識別する可能性を与えた。つまり、健康／病気という振り分けを前提に、さらに「健康」が「遺伝的に問題のない健康」と「遺伝的に問題のある健康」に振り分けられ、「病気」も、「治癒可能な病気」と「治癒不可能な病気」に振り分けられることになった。これを「二次のコード化」という。⁽⁴¹⁾

そして、この二次コード化は、「病気の処理のシステムを全体社会ないし他の全体社会の機能システムへのより強い依存性に置く」⁽⁴²⁾（ルーマン）ことになる。

たとえば、ある人の病気が、あるいはその人の胎児が「遺伝的に治癒可能」（この場合「治癒」とは皮肉な意味である）と

診断されたならば、それを理由に出産を回避することが選択肢にあがる。しかし、その決定は、「優生学」の問題が絡むので、医師の誠実にのみ委ねることのできる問題ではない。政治や法、そしてその人の属す親密圏との関係に立たざるを得なくなる。⁽⁴³⁾

「治癒不可能」と診断された場合も、多くの波及が生じる。それが死にいたる場合でも、たとえばターミナル・ケアの問題が生じるし、至らない場合でも、たとえば慢性疾患の管理の問題が生じる。ルーマンは言う。「治癒不能な病気の場合には、患者の生活遂行は、治癒可能な病気の場合とはまったく異なる仕方、打撃を受ける。そしてそれに対応して、更なる社会的環境が反応する。税の優遇。障害者駐車場。多種の例外状況への理解、そして、なお続く通常の期待への拘束」(ルーマン)。⁽⁴⁴⁾

「健康」の場合も、「遺伝的に問題のある健康」とされた場合には、遺伝子工学的対処をとるかどうかで、上述と同様の問題が生じる。⁽⁴⁵⁾

こうして、生命科学の発達は、医療システムに対し、他の社会システムとの相互依存関係に立たせるので、相互の時間性の調整という問題の前にたたされることになる。

またルーマン自身ははっきり述べていないが、彼の議論の素直な延長線上に、身体性とのかわりでの、医療システムの時間性の変容も指摘できるように思われる。すなわち、上述のような生命科学の発達を前提にした視線の中にあられる患者の身体は、痛みの場合のような現在に固着した、それゆえ凝視を要求する身体でもなく、かといって日常会話の場合のようなほとんど無意識の観察の対象である身体でもない。この点で、後述の親密圏における身体の観察と似ている。おそらくこれが、近年「ケア」が話題になる典型的な場が、医療と親密圏である理由の一つである。しかしまた、このことは、医療と親密圏の時間性の調整ということが大きな問題になるということを意味しているはずである。

五 親密圏

(一) 親密圏におけるコミュニケーション

親密圏については、現在多様な角度から議論が進んでいるが、いずれにせよ、他の社会関係に比しての特異性をどのように捉えるかが、まず問題である。ルーマンは、第一に、コミュニケーション・システムとしての特徴、第二に、身体性の介在、それゆえの知覚次元の重要性、これらに關係する特殊な時間性、に焦点を当てている。第一の問題から見ていこう。

われわれは意味的世界に住んでいる。われわれは何かを何かとして体験したり、なんらかの身体的動静を何かの行為として行ったりする。この「として」において、すでに意味的現象が現れている。ところでルーマンは、選択性という点において、体験と行為とは決定的に異なるという。つまり、行為は主体（ルーマンにおいては、精確には、主体も実体論的に捉えられるのではなく、システムとして捉えられる）に対して開かれたいくつかの選択肢の中からの選択として行われる。しかし、体験は客観的には他の体験の可能性があったとしても主体自身はそのような選択性にさらされていないのである。⁽⁴⁶⁾

こうした体験と行為という意味的現象は、差し当たりは個々の主体において生じる。ところで、われわれの住んでいる世界が意味的世界であると同時に社会的世界であるならば、ある人において生じた体験や行為は別の人の体験や行為となんらかの關係に立つはずである。その關係は、ルーマンにおいて、やはり選択性との關係で定義される。すなわち、純然たる知覚の次元とコミュニケーションの次元である。

コミュニケーションの次元においては、当事者の双方において選択性が存在する。このことは、次のことを意味する。一方

当事者において生じた体験や行為が他方当事者において生じる体験や行為とならぬかの関係に立つということは、自明ではなく、むしろ何らかの条件が満たされて初めて成り立つ事態である。ルーマンの見方では、当事者の双方の間に、特定の意味的場が、つまり特定の文脈が、開かれることが、条件になる。「愛」は、「真理」や「権力」と並ぶ、このような意味的場を特定する意味形象のひとつである。⁽⁴⁷⁾

たとえば、何が「真理」かということが問題になる文脈があなたと私の間で成立しているでしょう。さらに、あなたが今窓を開け、「ああ、雪だ」と言ったとしよう。そして、私があなたのその発言を「真理」だと特徴づけたとしよう。そのとき私は同時に、今、雪の日にこの部屋にいたという体験をしたことになる。つまり、「〇年〇月〇日は雪だった」という体験が、あなたから私に伝達されたのである。

またたとえば、特定範囲の事項について誰が「権力」をもつかが問題になる文脈が、あなたと私の間に開かれているとしよう。特定事項についてあなたが「権力」を持つとわたしが認知したならば、その事項に対するあなたの決定行為は、私にとって、あなたの決定内容を私の行為において実現する理由になる。つまり、行為から行為への伝達がなされたのである。

特定の人において生じた体験や行為という「選択」が、文脈とその文脈内のその行為・体験の「理解」を媒介に、他方の人に体験や行為の前提として「伝達」されている。ルーマンは「選択」「伝達」「理解」のまとめりを「コミュニケーション」とよぶ。この用語法を前提にすれば、「真理」や「権力」は、異なった当事者間のコミュニケーションを媒介する意味的場を特定する意味形象であるから、コミュニケーション・メディアとよばれることになる。

ルーマンは「愛」も、このような意味での、コミュニケーション・メディアであるという。このメディアによって、ある人

の体験が別の人の行為の前提として伝達される可能性が開かれる。あなたの愛している人が悲しみという体験を涙で表現しているならば、そのことは、あなたがその人に、たとえば、ハンカチを差し出すという行為の前提になる。あるいは、あなたの愛する人が喜びという体験をするだろうということの予想は、あなたがその人に何かプレゼント——それはたとえば、あなたの微笑みということもあるだろう——をするという行為の前提になる。ある人の体験が、あなたにとつて自分の行為の前提としての意味を持つていないとき、あなたは、そのときはたまたま愛で特徴づけられる文脈とは別の文脈において、その人と出会っているのか、あるいはむしろ、もうその人を愛してはいないのである。⁽⁴⁸⁾

ところで、特定のコミュニケーション・メディアが成立すると特定の種類のコミュニケーションが再帰的に接続する可能性が開かれやすくなるのは見やすいところであろう。「権力」を媒介に政治システムが、「真理」を媒介に科学システムが、分出する。

このような意味での愛は、カップルの間の「恋愛」から「親子愛」、「友愛」をへて「親愛」のレベルまで十分にカヴァーするだろう。ルーマンは、愛という意味的場がアド・ホックにではなく開かれるという了解が成立している間柄を、親密圏、家族とよんでいる。

しかし、愛には他のコミュニケーション・メディアと比べて特殊な面がある。他のメディアの場合には、話題特定性がある。科学的討論の場にはそれにふさわしい話題があり、それ以外は有意性を持たない。政治の場合もそうだろう。ところが、愛の場合には、相手の体験で有意性を持たないものはない。相手の体験に対して不作為で答える場合も大いにありうるが、それはその体験の有意性を否定することではなく、不作為が相手の体験にふさわしいことであるという選択でなくてはならない。つ

まり、「見守る」という積極的な不作為でなければならないのである。⁽⁴⁹⁾

個々のシステムの内部のコミュニケーションにおいて、なにがコミュニケーションに属すものかについて議論が行われる。法システムの中で、何が法システムに属す事柄なのか議論される。たとえば、契約にいたるとどのような事情が、契約責任の根拠になるのかならないのか。政治システムの中で、何が政治システムに属すものか議論される。たとえば、あの政治家の政策ではなく人格が、次の選挙でその人に投票したりしなかったりする理由になるのかどうか。このような場合、ルーマンは再参入が起きているという。ここでは、コミュニケーションの作動によって引かれるシステムの内外の境界について、当のシステムの内部のコミュニケーションにおいて言及されているからである。

前記の例に明らかなように、再参入が起ころこと自体は、どのシステムにおいても珍しいことではない。親密圏というシステムにおいても、同様である。ある人がなした行為は、会社で職務上なされたことであるか、家族の成員としての役割を果たす行為であるのかという区別は、親密圏の中で当たり前のようになされている。

しかし、親密圏においては、その再参入は独特な形で行われる。他のシステムのコミュニケーションにおいて、関与する意識システムは、限定的な役割の観点でのみ、有意である。政治システムの中では、その人には政治的観点でしか関心がもたれない。政治的コミュニケーションの連続の中で、たまさかの友情が芽生えても、それはある友愛という親密圏が形成されたことを示すのみであり、その親密圏と政治システムは同時に重なり合って作動するが、親密圏の歴史の中での出来事は、それだけでは、政治システムのその後の流れに作用しない。

ところが親密圏においては、相手の全体験が有意になるので、親密圏外での行為や体験も、そういうものとして位置づけら

れた限りで、積極的に見守られるのである。つまり、ある人の行為も体験もその人自身の全人格の関与するものとして、親密圏の外部か内部かに割り振られる。⁽⁵⁰⁾

以上のことから、親密圏は個々人にとって独特の位置を持つ。親密圏は、人格がその全体性における理解を互いに要求できる場であり、また、そういうものとして理解されてしまう場でもある。その意味で親密圏は、個々人の人格的生の成立と運命に決定的な重要性をもつことになる。こうして、個々人にとってその人なりの親密圏の中で生きうることは、不可欠の価値を持つ。

こうして、親密圏は、機能的に分化した全体社会の機能システムや組織が特徴的な近代社会において、特異な位置を占めることになる。つまり、個々の意識システムが、断片的な役割としてではなく全人格として扱われ、その体験と行為が無条件に⁽⁵¹⁾ 有意的と認められる、ほとんど唯一の場なのである。

個々の心的生活はさておき、社会的な場の中では、親密圏においてのみ、意識システムは全人格として自己を表現し、また⁽⁵²⁾ そのようなものとして扱われるのである。こういう意味で、ルーマンは、全人格の全体的な包摂を、親密圏の機能とするのである。こうして、親密圏は、人格的主体の存立・継続形成において特権的な位置しめる。

個々の意識システムが何らかの親密圏に属し続けることは、社会のさまざまな文脈での文脈特定のな振る舞いが、特定の統合的な人格の表現として統一が与えられるための、ほとんど不可欠の条件なのである。「人格は、コミュニケーションの同定点として、したがってコミュニケーションの名宛人として、行為帰責の単位として、したがってまた責任の単位として、役立ち、そして、記憶の場所として想定されうる記録場所として役立つ。この記憶はコミュニケーションの中で、きつかけ――

そういうものとしてコミュニケーションの中で納得させなくてはならないが——があれば活性化されうる」(ルーマン)。(53)「再参入のメカニズムは、人格を通じて構築され再生産されるのであって、固有の構造によって決定される心理システムによってではない」(ルーマン)。(54)

各人が統合的人格として存立できることに何らかの価値をおくならば、法政策的にも各人が各々の親密圏を持ちうるようにすることは必要であろう。しかし同時に、親密圏において時間性の調整ということが、本来は極めて難しい問題であることに(55)も注意を向けなくてはならない。

親密圏における全人格的相互理解において、その人格にかかわるあらゆることがその理解に有意になりうる点で、同時にきわめて偶発的で緊張に満ちたものにもなりうる。(56)したがって、その緊張の処理も、事前にプログラムしつくすことはできず、そのつどのやりくりという面が強く、(57)それゆえやはり、親密圏の内容を経路依存的にし、親密圏ごとに極めて個性的にする。(58)そして、前述の、意識システムと社会システム——ここではコミュニケーション・システムとしての親密圏——の時間性の大きな差異を前提にすれば、ここにいる緊張の処理は、関与する意識システムたちと親密圏そのものの、どのようにやりくりしてもはみ出す部分が残ってしまう、時間性の調整という面を持たざるをえないはずである。

したがって、親密圏内部の時間性の調整パターンは親密圏ごとにきわめて個性的になるはずだが、同時に、常に内部的な変動圧力にさらされていることも、見やすいところであろう。(59)

さらに、親密圏も一個のコミュニケーション・システムであり、しかも、時間性に関してかつての医療ほどにも特権性を持たないとするれば、他の社会システムとの時間性の調整問題にさらされるはずである。

もしも、親密圏における時間性の調整の問題性が余り意識されてこなかったとすれば、そこには次のような事情があらう。ルーマンは言う。「性差は何よりも、家事と職業の時間予算の分割に役立った。妻はいつも家にいたし、それで夫は職業において時間の面では要求に応じて働くことができた。このようにして、家族の義務と職業的な義務の時間的シンクロ化という複雑な問題が、避けられた。—— 今日ではますます緊急のものになり女性の負担になっている問題」⁽⁶⁰⁾(ルーマン)。そして、ルーマンも示唆し、また多くの論者が指摘しているように、この前提を現在ますます当てにすることができなくなっている。

このように親密圏においては、コミュニケーション・システムとしての特徴、社会の中で割り当てられた位置、諸個人的人格的生存の規定要因としての位置などの点から、対内的・対外的な時間性の調整に関して困難な問題を潜在的には常に抱え続けているのであるが、この問題は、親密な関係における身体性——当然、生命倫理的問題事象においてはその構成契機となる——の介在に目を向けるとき、さらに深刻な問題として意識されることになる。

(二) 身体性の介在と特殊な時間性

ルーマンの見るところ、親密な関係は、「意識による自己ないし他者の身体の観察によって成立し、それに対応する両方の側での透視不能性を前提にしている。観察者(自分自身にとって透視不能である)と被観察者(そのものにとって観察不能である)との差異は、決して取り除かれえない」⁽⁶¹⁾(ルーマン)。

意識は身体と特殊な形でかわる。ルーマンは、予期を、予期はずれのときの態度に応じて二つに分類する。一つは、予期が外れたときに予期の方を変更するものであり、「認知的予期」とよばれる。もう一つは、そのような時でも予期を変えない

ものであり「規範的予期」とよばれる。⁽⁶²⁾ 科学上の仮説は、それに反する実験結果が出た場合は通常は廃棄されるのであり、典型的な認知的予期である。それに対して、「こういう場合は、人たるものは・するはずだ」という規範意識は、たまたまそれに反する不屈き者がいたくらいでは廃棄されないものであり、典型的な規範的予期である。科学に規範的予期を過度に持ち込むのは混乱の元であり、道徳や法の領域で規範的予期が認知的予期に過度に譲歩するとそれらの領域は骨抜きになる。だから近代社会の合理性は、そこに住む人に、自己の予期を規範的なものと認知的なものに厳格に区分し場合によって適切に使い分けることを要求する。しかし、意識は自己の身体に対してはその要求に従うことができない。自己の身体反応や身体感覚は、自己の予期を裏切ることがあるだろう。さて、人は、およそこういう場合に、認知的に振舞うべきか規範的に振舞うべきか。一貫した態度を貫くことはできないだろう。なぜなら、意識は、自己の意識が自己自身であるのと同様に自己の身体も自己自身であるということを知っているのだから。自己の予期を自己の身体が裏切ることを、意識は快楽と感ずることすらある。規範的予期と認知的予期、事実と規範、「この二者択の前に立たされると、身体（繰り返し言えば、意識が身体として観察するもの）は、これでもあれでもなく、排除された第三者、その区別をあえてしない『パラジット』であるからである」⁽⁶³⁾（ルーマン）。

意識と自己の身体との関係は以上のようなものであるが、二つの意識が対峙する場面では、その関係が、コミュニケーションの次元にあるか知覚の次元にあるかの区別に注意しなくてはならない。「意識は、社会的状況において他の人間の身体（と、これを通路にしてその意識）に対してかかわりを持つ、二つの異なる可能性を持っている。すなわち、知覚とコミュニケーションである。意識が外界とみなすモノを知覚する通常の過程では、意識は、なによりもまた他の人間たちとかかわる。そのさ

い、自己の身体の同時観察が多かれ少なかれ行われている。——触覚の場合はきわめて強く、視覚と聴覚の場合は単に距離意識として。・・・この解釈を含む知覚という基盤の上で、単純な知覚と、伝達行為つまりコミュニケーションへの参加が、⁽⁶⁴⁾区別される」(ルーマン)。

身体の観察関係が、知覚の次元にあるときとコミュニケーションの次元にあるときでは、時間性が異なることに注意すべきである。「知覚者が情報と伝達行為の区別に志向するとき、いつもコミュニケーションが口にされるべきである。単純な知覚は、知覚されるものがこれでありあれでない(女であり男でない、若いのであり年寄りでない、醜いのであり感じがよくない、など)ものとして特定化されるとき基礎となる多くの区別の、高度の同時性を許容する。人はそれを『一目で』見て取るのである。コミュニケーションは、知覚の相当の非同時化によって成立する。コミュニケーションは情報と伝達の区別によって導かれ、また、この単純化を一連の情報処理によって補わなくてはならず、そしてその一連の情報処理が今度は、別種の複雑性の新構築、つまり社会システムの構築へと導くのである」⁽⁶⁵⁾(ルーマン)。

つまり、知覚の次元での身体—身体関係では、通時的な情報の流れが問題ではなく、それゆえ前述のような社会システムにおける通常のリアリティー構成が行われない。逆に言えば、それに参加する意識システムはそれとは別種のリアリティー感を獲得することになる。むしろここでは、知覚とコミュニケーションの区別ではなく、コミュニケーション不可能性が問題になる。「愛は、伝達されえず立証されえない明証に根拠を持つ。どのような疑いも致命的である。・・・過去と未来はいかなる役割も果たさず、現在性のみが意味を持つ。そして、この現在性が、ある仕方で、過去と未来(したがって時間の非現在の様相)を考慮に入れなくてはならなかったとすれば到達できなかつたはずのリアリティーを、媒介する」⁽⁶⁶⁾(ルーマン)。

相互知覚の場で媒介されるリアリティーは、コミュニケーションにおいて構成されるリアリティーと比べて決して劣ったものではない。ルーマンは言う。

「コミュニケーションはこうして過剰な複雑性を生み出すが、その過剰さが更なるコミュニケーションと選択的処理にきっかけを与える。したがって、コミュニケーションは、一次的には、コミュニケーションのオートポイエシスに資するのであって、リアリティーの確証に資すのではなく、あるいは、二次的に資すのに過ぎない。

それについて、コミュニケーションに特化しない知覚においては、体験と体験内容の同時性は直接的に明証的である。私は次のようなことまで言ってみた。モメントのこの同時性、システムと環境における出来事の同時性が、閉じたオートポイエシス・システムがそのリアリティーの固有の『構成』を踏み越えて、自分自身に接触の確実性を与え、したがって制約を与える、と。これにかかわって、コミュニケーションは単純な知覚と比べて、観察者の、彼の観察しているものに対するより大きな距離を生み出す。人は、その人がコミュニケーションとして体験していることによつてよりも、その人の知覚によつて、よりよく同定される。」⁽⁶⁷⁾(ルーマン)

もちろん、この『今』に相手のすべてが同時に現前しているかのような時間性のなかで人と出会うことは、日常生活の場面で要求されることはあまりない。法的関係、政治的關係、経済的關係などを考えてみるといい。しかし、「親密な接触の領域は別の要求の下にある。ここではそれは可能である。あるいは、人が自分自身を理解しているような仕方理解されることに、

かけられる。しかし、まさにこのことはコミュニケーションによっては達成できない。だから、愛する人は、確かにコミュニケーションを求めるが、しかし、本来的にコミュニケーションのためにではなく、互いに観察することができるために、そうするのである。⁽⁶⁸⁾（ルーマン）。だから、ある人が自分そのものを理解されたいと望み、そして自分の世界のリアリティー感そのものを媒介したいと思うとき、知覚次元に立つことが重要になる。だからこそ、手紙でも時候の挨拶は重要なのであり、人は人恋しい旅先では絵葉書を出したくなる。

ルーマンは、意識システムが社会関係において全的かつ統一的な人格として生きることの可能性を与え、かつ、その質を規定するものとして、親密圏というコミュニケーション・システムを取り上げていた。しかし以上のことから、ルーマンの見方では、親密圏が知覚次元の特異な時間性、身体性を媒介にする「現在性」優位の時間性に開かれていることが、そのような機能を適切に果たすための不可欠の条件であるということになる。「自己責任的選択の結果としての自我生成や予期はずれ事例においてもなされるところの期待の抗事実的固持の結果としての自我生成についての一般的観念は、一面的に認知的ないし規範的な文化プログラムなのであって、そしてそのときおそらく、身体・身体関係において、観察に再びその権利を得させると、また、コミュニケーションの危険を通常以上に強調することが、付け加えられよう」⁽⁶⁹⁾（ルーマン）。

しかし、知覚次元の特異な時間性、身体性を媒介にする「現在性」優位の時間性に開かれることは、それほどたやすいことではない。ルーマンはいう。「認知的予期と規範的予期を秩序づける機能システムはすでに、コミュニケーションのシステムである。したがって、知覚とコミュニケーションの差異への志向は、そして特殊に身体とその差異への志向は、もつとラディカルに設定されなくてはならないし、認知的文化と規範的文化のスタートメカニズム自体を差異の中におき入れなくてはなら

ない」(ルーマン)⁽⁷⁰⁾。その難しさは、コミュニケーション・システムとしての限りでの親密圏においても同様であろう。

したがって、親密圏は、それに参与する個々人の生にとって本質的な役割を適切に果たすためには、通時的時間性を、知覚次元の特異な時間性、身体性を媒介にする「現在性」優位の時間性に、適切なタイミングで開き、かつ適切なタイミングで通時的な時間性に回帰するという、困難な問題を処理し続けなければならないのである。しかしそれは、およそ異なった時間秩序形式の下にあるもの同士の関係であるから、一般的な調整方式というものは難しく、そのつどのやりくりという性格が強いのである。そして、そのつどのやりくりがどのように行われたかはその後の親密圏の展開に大きな影響を与えるので、親密圏の内容は経路依存的であって、親密圏ごとに極めて個性的になる。

さて、生命倫理的問題事象においては、医療のところでは、触れたところから明らかなように、時間性の再調整が要求されることになるだろう。一つには、そのように事象においては、関与する人の身体性が以前とは別様に現れざるを得ないからである。その身体性の変容は、当人の世界そのもののリアリティー感の変容と相即的であり、したがって、親密な接触において関係者の世界そのもののリアリティー感に媒介され、結局、関係者の人格の再編を呼び起こす。それは、コミュニケーション・システムとしての親密圏の時間性の対内的な調整問題を引き起こし、したがってまた、対外的な時間性の調整という問題を引き起こす。さらに、生命倫理的な決定は、決定者にとって全人格的な意義を持ち、したがって、親密圏に属くす人にとって不可避的関心事にならざるを得ない。こうして、生命倫理的な問題への直面は、親密圏にとって、解体や強化の可能性を含めて、時間性の再調整を要求するはずである。

六 政治と法

(一) 生命倫理の問題事象と法―政治

われわれは、生命倫理的問題事象を構成するシステムとして、当面のところ医療と親密圏とをすでに取りだした。いまや、生命倫理的問題事象に関する法政策的対応が一般に何を考慮すべきかを検討すべきときである。

すでに予告的に述べておいたように、システム論の見方に従うならば、課題が適切に扱われるのは、問題事象を政治や法が外側から操作することによってではない。医療の世界も個々の親密圏も法や政治と構造的カップリングすることは明らかである。そして、すでに述べたように、構造的カップリングは、関係システムに歴史的痕跡を残すのであった。とすれば、生命倫理的問題事象が、医療、親密圏と法や政治が構造的カップリングしているまさにその瞬間に起きているのではない場合でも、それらの構造的カップリングのあり方が、当の問題事象の生起の仕方を規定してしまう。だから、法や政治は、種々の生命倫理的問題事象を、直接性の程度はさまざまでも内的に構成してしまう。

したがって課題は、政治なり法なりが部分的にもせよ内的にどのような問題事象を構成しているかの反省と、その反省を通じて自己変容として、果たされるのである。こうして、生命倫理の法政策原理の探求は、自己反省的契機を組み込んだ一種の法政策学の課題になるのである。

ところで、システム論において法や政治が自己反省するとは、自己反省的に変容するとは、何か。それはなんら神秘的な作用ではない。法にせよ政治にせよ、その実態は、何が法か、何が政治的に実現されるべきかを、ときに応じて特定の問題に関

して問い、決定が下されていく、コミュニケーション過程であるに過ぎない。そして、その決定は、当然、他の社会システムに、最終的には個々の意識システムや個々の身体システムに影響を及ぼす。その影響は、意識システムに認知され、適切な条件が満たされている場合には、コミュニケーションの話題にのぼせられるかもしれない。政治的コミュニケーションの外的影響について政治的コミュニケーションの中で言及されたとき、政治システムにおいて再参入が生じたのであり、本稿の言い方では反省がなされたことになり、その結果として法的政策的構造に変容が生じたならば、自己反省的な変容がなされたことになるのである。

したがって、生命倫理的問題事象についての政策的対応を考えるということは、そういう問題事象に関連してどのような法的・政治的なコミュニケーション・決定がなすべきかを問うことに他ならない。もちろん、生命倫理的問題事象も自身はきわめて多種多様であり、それに対する法的政策的対応も多様な形態のものが実施・提案されている。いま、ここでその細目に立ち入ることはできないので、本稿では、以上に取り上げた限りでの生命倫理的問題事象の一般的特徴という点から、何点かの手がかりを得ることで満足せざるを得ない。

生命倫理的問題事象の構成については、その現場を考えれば、医療と親密圏が中心的であり、法や政治は、間接的ないし周縁的にかかわるに過ぎないのは明らかであろう。したがって、システム論的分析をさらに進めるには、法システムと政治システムにおいて中心と周縁とは何かを一瞥しておく必要がある。

(二) 中心と周縁 ⁽¹⁾

ルーマンの定義によれば、政治システムは、与党／野党を主導的区別とするによるコミュニケーションからなる。具体的には次のような過程が考えられている。A党がAプログラム（綱領）を、B党がBプログラム（綱領）を掲げて選挙戦を戦う。選挙の結果でA党が与党になると、Aプログラム（政策）が国家の政策になり、Aプログラムの具体化の過程が始まる。その展開過程を見つつ、世論形成が行われる。次の選挙では、いろいろの綱領を掲げる政党が立ち、どの政党が与党になり、どの綱領が国家の政策になるかには、それ以前に形成された世論が大きな役割を果たす。ルーマンによれば、選挙と選挙の間で世論が形成される過程において、行政組織などの組織、権力の上から下へ、下から上への循環、マスメディアの活動、抵抗運動（ルーマンは新しい社会運動をこう呼ぶ）が影響を与える。

法システムは、法／不法についてのコミュニケーションからなる。ルーマンの場合に法的コミュニケーションとして典型的に念頭に置かれるのは、市民生活の現場での法使用である。今、特定の権利義務権限などの状態や、なんらかの事実が成立しているとしよう。それを前提に、Aなる者が「私は・・・の権利を持つ」と主張したとしよう。もし、その主張が法的に妥当（法）ということになれば、「Aは・・・の権利を持つ」ということが新しい権利義務などの状態として確定し、その後の法的コミュニケーションの前提になる。その主張が「法的に妥当でない（不法）」ということになれば、法的にはいかなる変化ももたらさない。この意味で「法」は、真理が引用解除の機能を持つのに似ている。この場合、Aなる者が、自己の主張や行動に「法的に妥当（法）」という要求を結びつけている限り、それは、少なくとも潜在的には「法／不法」が決定的な主題とするコミュニケーション、すなわち、法的コミュニケーションである。そして、そのAの主張が、法的に妥当（不法）でない主張

するものが現実に見れたとすれば、場合によっては、訴訟にもいたるであろう。そして、法／不法を決する基準として当事者、そして裁判官が参照するのが法規範、つまり法的プログラムである。

また、ルーマンによれば、政治や法などの機能システムには、中心と周縁がある。法システムの場合、中心は裁判所、周縁は立法や契約であり、経済システムの場合、中心は銀行組織、周縁は個々の取引であり、政治システムの場合、中心は政権が争われる選挙、周縁は抵抗運動である。比喩的にいえば、こうなる。個々の機能システムの中心に発する「波動」が周縁に至り、周縁から打ち返されて中心に達する、ということが繰り返される。複数の機能システムは、各々の中心や周縁のいたるところで重なり合っている。たとえば、経済取引を内実とする契約においては、法システムと経済システムが、立法過程や行政過程においては、法システムと政治システムが折り重なっている。その重なりの中で、複数の、それ自体内部に緊張をはらむ波動が、重なり合い、変容しあい、あるときは強めあい、あるときは相殺しあう。これが構造的カップリングに他ならない。

(三) 実体面と手続き面における含意

法制度の実体的側面については、前章までの論述から、時間性と身体性をともに考慮に入れ、複数の時間性の調整問題に配慮した法政策が要請されることは明らかであろう。この点については、「おわりに」でもう一度振り返ることにして、法や政治との関連では、手続的側面について触れておくべきことがある。

まず、法や政治が、生命倫理的問題事象を構成するとして、①たとえ周縁的ではあれ、医療や親密圏と直接に重なり合うことで——構造的カップリングすることで——構成に寄与するのか、②直接に構成するのではなく、生命倫理的問題事象の現

場ではなく、しかしそれとは別のところで、医療や親密圏と構造的カップリングすることを通じて——この場合でもそれらに内的に歴史的痕跡を残すので、内的に——構成するに過ぎないのか、という問題がある。

この点については、ケースバイケースであり、状況しだいで変化するといわざるを得ない。そもそも、法的コミュニケーションや政治的コミュニケーションが行われるところで、法システムや政治システムが作動するのである。だから、法システムや政治システムの境界は、人々のコミュニケーション姿勢により広がりもすれば狭まりもする。

日本についても、アプリアリに断定はできない。ただ、医療については、以前より聖域視する風潮は減ってきているので、法システムについても政治システムについても、①構造的カップリングするケースが増えつつあると見るべきであろう。

親密圏については、やや事情は複雑である。まず、法システムに関しては、人々の自律性の重視やライフスタイル、親密圏の多様性の尊重という傾向から、一方では、法的規律の軟化の傾向もある。⁽⁷²⁾しかし、他方で、日本の家族法が事実追認に偏りすぎ規律すべき点もしつかり規律してこなかったのではないかとという批判もあり、⁽⁷³⁾また、生命倫理に関しては立法が要請されることもあり、⁽⁷⁴⁾予断を許さない。また、政治システムや法システムとの関係では、家族内のことが一概に私事として公的関心や規律外とはあらかじめ決められないようになってきている。⁽⁷⁵⁾

したがって、現状においては、生命倫理的問題事象は、法システムや政治システムの境界付近で構成されているということから出発するほかないであろう。ところでルーマンは、法システムの反省と自己変容について、独特の要求をしており、また、境界付近で起きる問題には法システムには特有の困難があることを指摘している。

素人も含め法にかかわる者が法を理解するペースペクティヴ——これが「反省」に相当する——は多様であらざるをえな

い。しかも、生命倫理的問題事象にかんしては、それを構成するところの親密圏はルーマンによれば本性上からして多様たざざるを得なかった。したがって、法律制度のあり方が及ぼす影響をモニターしつつ繰り返しの法的コミュニケーションに繰り返しの続ける要求は大きいことになろう。⁽⁷⁶⁾

しかし、ルーマンに従えば、生命倫理的問題事象に関してはこのモニターには、特有の困難が生じることになる。前節で見えておいたように、法システムの自己変容の一般的ルートとしては、①裁判所―日常生活の間の循環を通じてなされるもの、②日常生活―選挙―立法の循環を通じてなされるもの、が想定されていた。しかし、ルーマンは、法システムにおいては、周縁部に位置する日常的な素人的法理解・法行動と中心部で重要な役割を果たす法律家たちの法理解に構造的なきわめて大きい齟齬が生じることを指摘している。⁽⁷⁷⁾ 生命倫理的問題事象は、法システムや政治システムの境界の内部にあるのか外部にあるのかすら争われる地点で生じることもあわせ考えるならば、このことは、生命倫理の法政策が前記の通常の自己変容ルートが最も機能しにくい部類に属することを意味するであろう。

したがって、生命倫理的問題事象にかんしては、法制度が人々の意識・行動・体験に及ぼすインパクトをモニターし公的コミュニケーションに乗せていくルートが十分整備されているかについて、通常以上に警戒する必要がある、あらたなルート開拓を試みる場合もあろう。⁽⁷⁸⁾

おわりに――身体性と時間性の法政策学に向けて

以上、本稿では、ルーマンの残した素材をルーマンの残したレシピにしたがって配列することによって、生命倫理の法政策

論について、何らかの手がかりが得られないかを検討してきた。ルーマンの理論が示唆するところをまとめれば、次のようになるであろう。

生命倫理的問題事象においては、多くの場合、身体性が自律的存在感をもって現出し、その結果、その場の時間性が多かれ少なかれ、通時態の優位から現在性の優位の方へ変異する。このことは、まず、通常の社会システム同士のカップリングが、通時態の中での時間性調整に負っていることから、関連する社会システムの時間性の再調整という問題を提起する。まず、身体が自律的存在感をもって顕現するのが、なによりも親密圏と医療であり、かつ顕現のあり方が両システムの間で接近してきたので、かつてないほど、両システムの時間性調整という問題が提起されることになる。そして、両システムでの時間性の調整は、その周辺の、福祉システムを介しての法システムや政治システムとの調整、企業システムとの調整などへと波及するであろう。こうして法政策的には、個別生命倫理的問題ごとの規範的決定もさることながら、関連して生じる社会システム相互間の時間性の調整がうまくいくような慎重な制度設計を試みる必要がでてくる。

しかし、ルーマン派システム論からの示唆としてここで特に注意しなくてはならないのは、社会システム相互間の時間性の調整というのは、生命倫理的問題事象の処理に伴う派生問題処理にとどまらない意味を持つだろうことである。現象学派を中心にすでに多くの人が指摘しているように、個々人にとって、どのような時間性の中で生きるかということとは、その生の単なる外的条件ではなくして、その質を内的に規定してしまうものである。そして、個々の意識システムの、自他の生命（個人の人格的生命とは限らない）という超越的なものへのかかわりは、そこに介入する身体性とのかかわりを通じてのみなされるの

であつてみれば、その意識システムの生きる時間性の関数でしかありえない。そして、個々人の意識システムの時間性のあり方は、それを取り巻く複数の社会システムの時間性の調整によつて、内的に規定される。すなわち、直接性の程度はさまざまであるかもしれないが、生命倫理的問題事象に関連する社会システム相互間の時間性の調整、とくに医療と親密圏の時間性の調整という法政策的課題は、生命の扱われ方そのものに内的にかかわるのである。

また、法政策的処置は、生命倫理的問題事象に関して、直接的規定力を持たないであろうということにも注意しておく必要がある。これは何も、生命倫理的問題事象が親密圏や医療現場、あるいは倫理委員会など、法スタッフが必ずしもその場にならない、そういう意味で、法システムと政治システムの周縁で生起するというだけのことではない。そういう法や政治の側の事実上の制約の問題にとどまるものではない。法政策的処置はルーマンの言う近代的制度として、その運営に関しては規範的予期と認知的予期の二分法的態度が要請されると思われるが、身体は———ということはそこを通じて姿を見せる生命という超越的なものも———この二分法を本来的にすり抜けてしまうのであつた。

親密圏や医療は、家族法や医事法の伝來的な規律領域であり、生命倫理的問題事象に関する制度もこれらの法と直接間接に関連して定立されるが、これら制度は、親密圏と医療に対して、直接的な規定力を持たない。伝統的にこれらの領域は、自律性に委ねられるところが多かつた。家族の自律性、私事の自律的処理、専門職の自律などである。ところがその自律性の範囲は再編をまぬかれるものではないことが次第に承認されるようになってきた。その背景の一つが生命倫理的問題事象の認知であつた。しかし、法的政策的介入を深めていけばよいというものではないのも、システム論の示唆するところである。親密圏や医療の場において、前述のような意味で身体が存在感が増すからである。

したがって、法政策は、いったん定立された後も、親密圏や医療の自律的展開において、身体、生命がどのように扱われるかを慎重にモニターする必要がある。もちろん、そのモニターは、法や政治の前述のような意味での自己反省であらねばならないので、制度運用の結果が、法的声や政治的声として法や政治の中で取り上げられるように、ルートを工夫しておかなければならない。そしてなお、その声のモニターも一面的モニターに過ぎないこともはつきり自覚しておくべきである。それは、生命の問題が、個人の意識の場だけでも、親密なコミュニケーションの場だけでも、政治的コミュニケーションだけでも、法的コミュニケーションだけでも、モニターしつくせるものではないことの反映である。それらのコミュニケーションはいかに生命倫理的問題事象を内的に構成しているにせよ、それぞれがそれぞれなりに部分的に関与しているに過ぎないのである。

結局のところ、本稿の検討範囲では、システム論的分析を加えることで、政策科学の達成に付加できたのは次のような視点である。つまり、生命倫理的問題事象については、その本質的に適切な扱い方のためにこそ、親密圏と医療を中心とするもろの社会システムの時間性の調整と身体の自律的存在性のあり方に注意して制度設計をすることが必要であり、結果のモニターでもその観点が見失われてはならないのである。

こうして生命倫理的問題事象にシステム論的分析を数歩分だけ加えることで、われわれは身体性と時間性の法政策学が要請されるといふことを確認する地点にまで達した。しかし、その法政策論の実質的内容はいまだ形成されていない。システム論的分析をさらに先に進めることでそれが可能になるのかは、やってみなければわからないといわざるを得ない。ただ、私自身は今のところその可能性に賭けてみたい気がしている。

(1) 安楽死・尊厳死は古典的な問題とみることもできるが、末期医療の発達によって、問題となる事例が増加してきていることは否めないであろう。

また、洋の東西を問わず、人工妊娠中絶は太古より行われているようであるが、近年その問題が激しい論争の対象になってきたこと背景としては、バース・コントロールの技術と思想の有力化や、生命科学の発達によって受精卵や胎児の成長の有様が一般にもリアルに認識できるようになったこと、などが無視できないであろう。こうした点については、主としてアメリカについてであるが、荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』（岩波書店、二〇〇一年）が詳しい。

(2) 標準的な生命倫理の百科事典、W. F. Reich et al. eds. *Encyclopedia of Bioethics, Vol. 1* の“bioethics”の項 (Daniel Callahan 執筆) では、生命倫理の分野として、theoretical bioethics, clinical bioethics, cultural bioethics と並び、regulatory and policy bioethics があげられている。

(3) 概観をえるのに、葛生栄二郎、河見誠著『新版 いのちの法と倫理』（二〇〇〇年、法律文化社）、石原明『法と生命倫理20講（第2版）』（日本評論社、二〇〇〇年）が有益であった。

(4) 民事政策学を要請するものとして、水本浩「民事政策と民事立法論」同・現代民法学の方法と体系（一九九六年、初出は一九八一年）がある。行政法を中心として具体的に政策法務を構想するものとして、阿部泰隆『政策法学の基本指針』（弘文堂、平成八年）、一般理論のレベルで政策学を具体的に構想するものとして、平井宜雄『法政策学』（有斐閣、一九九五年）が代表的である。

(5) 以下の理論動向については、足立幸男『公共政策学入門』（有斐閣、一九九四年）、宮川公男『政策科学入門』（東洋経済新報社、一九九五年）を参照。

(6) 以下でしばしば言及するニクラス・ルーマンの論考を以下で一括してあげておく。

- ・ Niklas Luhmann, *Das Recht der Gesellschaft*, 1993, Suhrkamp (im folgenden zitiert als *RG*); ニクラス・ルーマン著、馬場靖男・上村隆広・江口厚仁訳『社会の法 1・2』法政大学出版社、二〇〇三年
- ・ Niklas Luhmann, *Liebe als Passion -- Zur Codierung von Intimität --*, 1982, Suhrkamp (im folgenden zitiert als *Liebe*).
- ・ Niklas Luhmann, *Die Gesellschaft der Gesellschaft Teilbd. 1*, 1998, Suhrkamp (im folgenden zitiert als *GG1*)
- ・ Niklas Luhmann, *Die Gesellschaft der Gesellschaft Teilbd. 2*, 1998, Suhrkamp (im folgenden zitiert als *GG2*)
- ・ Niklas Luhmann, “Der medizinische Code”, in: ders., *Soziologische Aufklärung 5*, 1990, Westdeutscher Verlag.

- ・ Niklas Luhmann, "Sozialsystem Familie", in: ders. *Soziologische Aufklärung 5*, 1990, Westdeutscher Verlag.
- ・ Niklas Luhmann, "Glück und Unglück der Kommunikation in Familien: Zur Genese von Pathologien", in: ders. *Soziologische Aufklärung 5*, 1990, Westdeutscher Verlag.
- ・ Niklas Luhmann, "Operationale Geschlossenheit psychischer und sozialer Systeme", in: Fischer, H. R. / A. Retzer / J. Schwarzer (Hrsg.), *Das Ende der großen Entwürfe*, 1990, Frankfurt a. M., S. 117-131
- ・ Niklas Luhmann, "Wahrnehmung und Kommunikation sexueller Interessen", in: Gindorf, R. / E.J. Häberle (Hrsg.), *Sexualitäten in unserer Gesellschaft*, 1989, Berlin, S. 127-138 (im folgenden zitiert als "Wahrnehmung").
- (7) 拙稿「社会システム論における法—政治関係論の—動向」法学論集（西南学院大学）第三十五卷第一・二合併号（二〇〇二年）
- (8) ルーマンの依拠するオートポイエシス・システム論では、システム間関係を一般に表現するのが「構造的カップリング」である。「構造的カップリング」についての語り方に、「重なり合い」語法と「接触」語法があること、また、意識システムとの関係では「重なり合い」語法のほうが自然であること、について、前掲拙稿の二三八—九頁で指摘した。本稿では、後述のように意識システムと諸々の社会システムの関係が焦点になるので、「重なり合い」語法が多用される。しかし、複数システムのシンクロを論じる場面では、「コンピューター・システム内の情報処理の同期化がモデルになっている」。この点については、vgl., RG, S. 440ff.（「訳書2」五七七頁以下）。この場面では、「接触」語法のほうが自然である。
- 本稿では、意識システムと諸々の社会システムのシンクロ関係、社会システム同士のシンクロ関係が焦点になるので、結局、「重なり合い」語法と「接触」語法が混在することになる。この混在は、オートポイエシス・システム本来の二面性に由来するものと思われる。この複雑な二面性を解きほぐす試みとして、河本英夫「メタモルフオーゼ」（青土社、二〇〇二年）を参照。
- (9) Humberto Maturana and Francisco Varela, *El Arbol del Conocimiento*（ウンベルト・マトウラーナ十フランシスコ・バレーラ共著、菅啓次郎訳「知恵の樹」朝日出版社、一九八七年）など参照。
- (10) 厳密に言えば、意識システムに対する言及と、法や医療などの機能システムに対する言及は性質が異なる。機能システムについては、誰にとっても同一なそのシステムに言及していくことになるが、意識システムはたいていの場合に一人の人間に一つであるから、理論的文脈では、類型的にしか言及できない。同様に、親密圏についても類型的にしか言及できない。本稿は、このような類型的にしか言及できないシステムをも取り上げているので、全体として類型的言及という性格をまぬかれないことになる。

- (11) 前掲拙稿 参照。
- (12) ルーマンは、近代社会を機能的に分化した社会と特徴づけているので、機能システムを取り上げるとは、結局のところ全体社会の次元に議論の焦点を置くことになる。
- (13) ルーマンは、派生問題の発生連鎖を追及していくことの必要性を早くから指摘していた。たとえば、vgl. Luhmann, "Funktionale Methode und juristische Entscheidung", 1969, *Archiv des öffentlichen Rechts* 94, in: Luhmann, *Ausdifferenzierung des Rechts*, 1981, Suhrkamp.
- (14) この点については、高橋徹「意味の歴史社会学」(世界思想社、二〇〇二年)を参照。
- (15) システム論的分析の、こういう意味での積極的な際限のなきについては、Jean Clam, *Was heißt, sich an Differenz statt an Identität orientieren? : Zur De-ontologisierung in Philosophie und Sozialwissenschaft*, 2002, UVK が明確に気づいている。
- (16) 生命倫理との関係で法政策のあり方を考える場合、この不足は決して無視できるものではない。そもそも生命倫理の問題は、近年の爆発的な医療技術の発展がひとつの重要な背景となって生じてきたことが、しばしば指摘されている。この点を考慮に入れば、科学システム (Wissenschaftssystem) を分析対象に含めることが必要になる。また、市野川容孝編「生命倫理とは何か」(平凡社、二〇〇二年)のように、生命倫理の射程として医療経済も含めるならば、経済システムも検討対象になるはずである。
- (17) 以下、生命倫理の歴史については、香川知晶『生命倫理の誕生』(勁草書房、二〇〇〇年)が詳しい。
- (18) bioethics という言葉を発表し、初めて公に用いたのは V. R. Potter (Van Rensselaer Potter) だが、彼はむしろ環境倫理的問題意識でこの言葉を使ったとされる。彼にやや遅れて、ジョージタウン大学のケネディー倫理研究所は「バイオエシックス百科事典」全四巻を編集した。ここでは bioethics は、「生命諸科学とヘルスカアの領域における人間の行為を、道徳的諸価値や諸原理に照らして吟味する体系的研究」とされている。その後の、偶然的な事情も預かり、bioethics という言葉が指すものとしては、ジョージタウン流のものが、世界的にほぼ定着した。この間の事情については、土屋貴志「[bioethics] から「生命倫理学」へ——米国における bioethics の成立と日本への導入」(加藤尚武・加茂直樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』、世界思想社、一九九八年、所収)を参照。
- (19) 大橋博司訳「ヒッポクラテスの医学」(ギリシアの科学)中央公論社・世界の名著、一九七二年)。
- (20) 法哲学の分野では、河見誠『現代社会の法原理』(成文堂、二〇〇二年)が、生命倫理的問題と家族や親密圏との関連を明示的

考慮に入れつつ議論しており、大きな刺激を受けた。

- (21) 「臓器の移植に関する法律」(平九)六条では、臓器提供者が生存中に書面で臓器提供の意思を明示していても、「遺族」に摘出の拒否権を与えていることが、提供者の自己決定権との関係で問題になりうる。前田達明・稲垣喬・手嶋豊ほか『医事法』(有斐閣、二〇〇〇年)二〇八頁(前田達明執筆)参照。
- (22) 名古屋高判昭37・12・22高刑集一五卷九号六七四頁など。
- (23) 唄孝一・石川稔編『家族と医療―その法学的考察』(弘文堂、一九九五年)を参照。
- (24) ルーマン派において一般に機能システムの反省理論はこうしたものである。Vgl. GG2, S. 958ff.
- (25) ドイツのいわゆる法化論にはそういう傾向が強い。筆者はやや異なった文脈でだが以前こうした傾向を批判的に検討したことがある。拙稿「福祉国家における法現象の分析枠組み(一)(二・完)」法学論叢一二七卷四号、一三九卷一号(一九九五―六年)。
- (26) この点、やや文脈を異にするが、森田修「民法典と個別政策立法」岩波講座・現代の法4・政策と法(一九九八年)が興味深い。
- (27) オートポエシス・システム論一般については、河本前掲書参照。
- (28) 以下、一般的に、vgl. Niklas Luhmann, "Operationale Geschlossenheit psychischer und sozialer Systeme".
- (29) 以下のコミュニケーションの概念については、vgl. Niklas Luhmann, *Soziale Systeme: Grundriß einer allgemeinen Theorie*, Frankfurt a.M., Suhrkamp (ニクラス・ルーマン著、佐藤勉監訳『社会システム理論(上)』一九九三年、同著同監訳『同(下)』一九九五年、いずれも恒星社厚生圏), S. 191ff. (訳書 上)二二四頁以下)。
- (30) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 135.
- (31) リアルな接触関係については、vgl. GG1, S. 92ff.
- (32) Vgl. GG1, S. 115f.
- (33) 以下の三分類については、vgl. Niklas Luhmann, "Interaktion, Organization, Gesellschaft: Anwendungen der Systemtheorie", in: ders., *Soziologische Aufklärung 2*, 1975, Westdeutscher Verlag, Opladen, S. 9-20.
- (34) Vgl. Niklas Luhmann, "Der medizinische Code", S. 183ff.
- (35) Vgl. Niklas Luhmann, "Der medizinische Code", S. 186f.
- (36) Vgl. Niklas Luhmann, "Der medizinische Code", S. 186f.

- (37) Vgl., Niklas Luhmann, "Der medizinische Code", S. 187f.
- (38) Vgl., Niklas Luhmann, "Der medizinische Code", S. 188f.
- (39) Vgl., Niklas Luhmann, "Der medizinische Code", S. 189f.
- (40) Vgl., Luhmann, "Der medizinische Code", S. 190ff.
- (41) Vgl., Luhmann, "Der medizinische Code", S. 192.
- (42) Luhmann, "Der medizinische Code", S. 194
- (43) Vgl., Luhmann, "Der medizinische Code", S. 193.
- (44) a. a. O.
- (45) Vgl., Luhmann, "Der medizinische Code", S. 193.
- (46) Vgl., Luhmann, *GGI*, S. 44ff.
- (47) 以下、ロジニケーション・メチアの理論については、vgl., Luhmann, *GGI*, S. 316ff.
- (48) Vgl., Luhmann, *Liebe*.
- (49) Vgl., Niklas Luhmann, "Sozialsystem Familie", S. 200ff.
- (50) 以上、親密圏における再参入の特殊性については、vgl., Niklas Luhmann, "Sozialsystem Familie", S. 200ff.
- (51) Vgl., Luhmann, "Sozialsystem Familie", S. 206.
- (52) Vgl., Luhmann, "Sozialsystem Familie", S. 208.
- (53) Luhmann, "Sozialsystem Familie", S. 202.
- (54) a. a. O.
- (55) 親密圏におけるロジニケーションの難しさを論じるのに、ルーマンは、家族療法におけるシステムズ・アプローチの経験を参照している。Vgl., Niklas Luhmann, "Sozialsystem Familie", und Niklas Luhmann, "Glück und Unglück der Kommunikation in Familien: Zur Genese von Pathologien". システムズ・アプローチを含む家族療法については、大原健士郎・石川元編『家族療法の理論と実際Ⅰ』（星和書店、一九八六年）、大原健士郎・石川元編『家族療法の理論と実際Ⅱ』（星和書店、一九八八年）を参照。
- (56) Vgl., Luhmann, "Sozialsystem Familie", S. 208.

- (57) 事前ブルトツラムの不可能性について、ヤギ文脈を異にするが、vgl., Luhmann, "Wahrnehmung", S. 135.
- (58) Vgl., Luhmann, "Sozialesystem Familie", S. 210f.
- (59) Vgl., Luhmann, "Sozialesystem Familie", S. 210, S. 214ff.
- (60) Luhmann, "Sozialesystem Familie", S. 209
- (61) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 130
- (62) 古くからのルーマンの用語である。詳しくは、vgl., Niklas Luhmann, *Rechtssociologie - 3. Aufl. -*, 1987, Westdeutscher Verlag (黒木三郎・大橋憲広・斉藤秀夫部分訳、「比較法学」二十卷二号・初版からの全訳は一九七七・村上淳一・六本佳平訳『法社会学』岩波書店)。
- (63) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 132-3
- (64) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 130-1
- (65) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 131
- (66) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 133
- (67) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 136
- (68) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 135
- (69) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 137
- (70) Luhmann, "Wahrnehmung", S. 134
- (71) 以下に同じくは、Niklas Luhmann, *Das Recht der Gesellschaft*, 1993, Suhrkamp (ニクラス・ルーマン著、馬場靖男・上村隆広・江口厚仁訳『社会の法 1・2』法政大学出版局、二〇〇三年) と、Niklas Luhmann, *Die Politik der Gesellschaft*, 2000, Suhrkamp が主たる参考文献になる。ルーマンの法理論については、現在のところ、福井康太『法理論のルーマン』(勁草書房、二〇〇二年) が日本の研究の現在の水準を代表する。
- なお、私も法政治関係に論点を絞ってではあるが紹介を試みたことがあるので、以下の論述の解釈根拠などに関して参照いただければ幸いである。拙稿「社会システム論における法—政治関係論の一動向」法学論集(西南学院大学)第三十五巻第一・二合併号(二〇〇二年)。

- (72) 個人の尊厳やライフスタイルの多様性の尊重を強調するものとして、二宮周平「夫婦別姓・婚外子差別と個人の尊厳」自由と正義四十五巻五号（一九九四）を参照。また、一般に、家族法の契約化の傾向も説かれており、興味深い。この点については、島津一郎「家族関係の契約化について」同・転換期の家族法（日本評論社、一九九〇年、初出は一九八〇年）、床谷文雄「契約によって親族関係を規律できる限界は、どのあたりにおくべきか」現代契約と現代債権の展望6（日本評論社、一九九一年）を参照。
- (73) 星野英一「明治以来の日本の家族法」同・民法論集第九巻（有斐閣、一九九九年、初出は一九九七年）、水野紀子「比較法的に見た現在の日本民法——家族法」民法典の百年Ⅰ、同「中川理論——身分法学の体系と身分行為論——」に關する「考察」山崎正男Ⅱ五十嵐清Ⅱ藪重夫古希・民法学と比較法学の諸相Ⅲ（信山社、平成十年）など。
- (74) たとえば、人工生殖を許容するならばその範囲で親子法を立法により安定化されることが望まれよう。
- (75) この点についての議論動向を概観するには、斉藤純一編『親密圏のポリティクス』（ナカニシヤ出版、二〇〇三年）が有益である。
- (76) Vgl. Luhmann, *RG*, S. 538（『訳書2』六八二—三頁）。
- (77) Vgl. Luhmann, *RG*, S. 548ff（『訳書2』六九三—五頁）。
- (78) したがって生命倫理の法政策論を構想するに当たっては、外国の事例を検討する際にも、実体面ばかりでなく、規範生成過程にも注目し、そのメリット・デメリットを慎重にする検討する価値があるだろう。この点、興味深い事例検討として大村敦「人工生殖論議と『立法学』」同・法源・解釈・民法学（有斐閣、一九九五年）。
- (79) 法との関係で、多元的な時間秩序を考察範囲に入れるべきことについては、千葉正士『法と時間』（信山社、二〇〇三年）も指摘している。